

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人亜細亜学園（以下「学園」という。）の役員及び評議員の報酬等について定める。

(定義)

第2条 この規程における役員とは、学校法人亜細亜学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第5条第1項に定める理事及び監事をいい、次のとおりとする。

- (1) 理事長及び会長
- (2) 学長
- (3) 専務理事及び常務理事
- (4) 執行理事
- (5) 前各号のいずれにも該当しない理事であって、専任職員たる理事
- (6) 前各号のいずれにも該当しない非常勤の理事
- (7) 非常勤の監事

2 この規程における評議員とは、寄附行為第5条第2項に定める評議員をいい、次のとおりとする。

- (1) 専任職員たる評議員
- (2) 前号に該当しない非常勤の評議員

(報酬額)

第3条 役員及び評議員の報酬額については、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号については、別表1に定める基準額を支給する。ただし、理事会は別表1に定める範囲内で基準額と異なる金額を支給することができる。
- (2) 前条第1項第2号及び第3号については、別表1に定める範囲内で理事長が定める金額を支給する。ただし、専任職員の身分のある者が学長に選出された場合、当該理事が専任職員を定年退職するまでの間は、別表1に定める報酬1を職員給与に加えて支給する。
- (3) 前条第1項第4号及び第5号については、別表2—1に定める理事手当を職員給与に加えて支給する。
- (4) 前条第1項第6号及び第7号並びに第2項第2号については、別表2—2に定める報酬2を、理事会又は評議員会に出席した場合（書面により議決権を行使した場合も含む）に支給する。ただし、前条第1項第7号については、理事会及び評議員会が同日開催される場合、重複して支給しない。
- (5) 前条第2項第1号については、評議員の報酬は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、役員又は評議員から報酬及び手当辞退の申し出があった場合は、この限りではない。

(通勤手当)

第4条 第2条第1項第1号から第4号までの役員については、通勤手当支給規程を準用し、通勤手当を支給することができる。

2 第2条第1項第5号から第7号までの役員については、役員としての通勤手当を支給しない。

(支給方法等)

第5条 報酬は、毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日又は土曜日に当たるときは、その前日に繰り上げて支給する。

2 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。

3 月の途中における就任又は退任にかかわらず、報酬は当月分について全額支給する。

4 報酬は、法令に定めるもの及び本人が同意するものを源泉控除して支給する。

5 報酬の計算をするとき、各項目につき集計の結果生じた円単位未満の金額は、円単位に切り上げる。

6 第1項にかかわらず、別表2—2に定める報酬2は、理事会又は評議員会の開催日が属する月の翌月の25日に、第2項に定める方法により、支給する。ただし、支給日が休日又は土曜日に当たるときは、その前日に繰り上げて支給する。

(旅費)

第6条 役員が職務の執行のため出張するときは、旅費規程及び海外出張旅費規程の学長の区分に基づき旅費を支給する。ただし、専任職員の身分のある役員については、旅費規程及び海外出張旅費規程

の当該職名の区分に基づき旅費を支給する。

(学校補償)

第7条 理事会は、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を補償することができる。

(1) 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

(2) 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

a 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失

b 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2 前項の定めにかかわらず、次に掲げる費用等を補償することはできない。

(1) 前項1号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

(2) 前項2号の損害を賠償するとすれば当該役員が学園に対して私立学校法第88条に定める責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

(3) 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより前項2号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3 理事会は、第1項第1号の規定により役員に補償を行った後、当該役員が自己又は第三者の不正な利益を図り、もしくは学園に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4 この規定に基づき補償を受けた理事及び補償をした理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(公表)

第8条 学園は、学校法人寄附行為第75条に基づき、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和7年度定時評議員会の終結の時から施行する。

2 令和7年度定時評議員会までに就任していた役員及び評議員が、令和7年度定時評議員会において再任された場合は、令和7年度定時評議員会までの在任期数を対象とした退任慰労金及び退任記念品を別表3及び4に基づき、退任時に支給する。

附 則

令和7年9月24日理事会の終結の時から施行する。

別表

別表 1

役職名	報酬 1 (月額)			
	専任職員の身分のない者			専任職員の身分のある者
	下限額	基準額	上限額	
理事長 (常勤)	1,500,000円	1,750,000円	2,000,000円	
理事長 (非常勤)	500,000円	700,000円	900,000円	
会長 (非常勤)	500,000円	700,000円	900,000円	
学長	1,100,000円	1,300,000円	1,500,000円	300,000円
専務理事	1,100,000円	1,300,000円	1,500,000円	
常務理事	900,000円	1,100,000円	1,300,000円	

別表 2-1

役職名	理事手当(月額)
執行理事	50,000円
専任職員たる理事	30,000円

別表 2-2

役職名	報酬 2
非常勤の理事	10,315円
非常勤の監事	10,315円
非常勤の評議員	10,315円

別表 3

役職名	退任慰労金
理事長 (常勤)	5,000,000円
理事長 (非常勤)	1,000,000円
会長 (非常勤)	1,000,000円
学長	4,500,000円
専務理事	4,500,000円
常務理事	4,000,000円

(備考) 1. 附則 2 に基づき、令和 7 年度定時評議員会までの在任期間を対象とし、退任時に支給する。

2. 別表 3 に定める額に在任期数 (在任年数が当該任期に満たない場合は月割とする。) を乗じて得た金額を支給する。

別表 4

退任慰労記念品支給区分	金額
専任職員の身分のない役員 (別表 3 に定める役付役員を除く)	30,000円
専任職員の身分のない評議員	30,000円

(備考) 附則 2 に基づき、令和 7 年度定時評議員会までに就任していた役員及び評議員に対し、退任時に支給する。